

平成18年度実績評価事務事業進行管理表

事務事業名	障害者日常生活用具給付事業				財務会計上の位置付け	会計	款	項	目	細目	細々目	19予算額(千円)	
部等名	保健福祉部	課等名	福祉課		包含する細々目	1	3	1	3	51	2	12,765	
政策	3 健やかに安心して暮らせるまちづくり												
施策	34 障害者福祉の推進												
実施区分	継続	会計	一般会計	環境調整会議		不要							
		事業期間	18	年度～	年度	関連計画 障害者自立支援法 飯田市障害者地域生活支援事業 条例等							

【Do】(1)この事務事業は次の目的を達成することを目指します。

目的の記述	対象(人や物、自然資源など)	対象の大きさを表す対象指標名と単位	対象指標の数値				
	重度の身体障害者等で身体障害者手帳1級、2級、3級の一部の人、知的障害者で療育手帳A1、A2の人、精神障害者で精神保健手帳が1級の人	在宅の重度心身障害児者概算数(人)	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度	23年度以前に終了は終了年度とする		
			1400	1460			
			現状又は19年度見込	23年度又は終了年度			
意図(成果は何か、対象をどうかえるか)	成果達成度を表す成果指標名と算定式・単位	成果指標の数値(実績・目標)					
手段の記述	障害児者が日常生活の不便を解消して、自立した生活を送れるようにする。	日常生活用具の給付を受けて、日常生活を送っている障害者数(人)	18目標	最終目標			
			18実績	242	19目標	1400	↑
			23目標	1460	23実績		最終目標達成年度
			18目標		最終目標		
			18実績		19目標		↑
			23目標		23実績		最終目標達成年度

(2)意図を達成するために以下のことを取り組みます。

手段の記述	事業の全体概要(補足説明)	具体的活動内容(やり方、手順、詳細)	活動量を表す名称・単位	活動量の値
	在宅の重度障害者等に対し、日常生活の不便な面を補うため、6種の用具の購入に必要な価格の一部を、障害の種類や程度に応じて給付する。 *日常生活用具の種類ごとに定めた給付基準額あり。 *利用者負担は、給付基準額の原則1割となる。 *平成18年10月より自立支援法が施行されたことにより体系や内容が変わった。	日常生活用具の給付。 ・聴覚障害者用屋内用信号装置 特殊寝台 痰吸引器 トマ用具等 18年度の実績 *平成18年10月より自立支援法の施行によりストマ用具 紙おむつ 点字器 人工喉頭 つえが追加された。	日常生活用具給付件数(件)	242
		日常生活用具の給付 ・ストマ用具 紙おむつ 特殊寝台 聴覚障害者用通信装置 痰吸引器等	日常生活用具給付件数(件)	560
				19年度計画

<金額の単位:千円>		18決算額(見込)	19予算額(当初)
事業費	特定財源		
	国庫支出金	1,007	4,200
	県支出金	505	2,100
	起債		
	その他	0	
	一般財源	2,567	6,465
事業費計(A)	4,079	12,765	
人件費	正規職員所要時間	18年度	19年度
	臨時職員等所要時間		450
	人件費計(B)	0	2,093
	トータルコストA+B	4,079	14,858

特定財源内訳や補足事項	国1/2 県1/4 市1/4
-------------	----------------

(3)この事業目的の達成は、次の上位(施策や主体の役割)目的の達成に結びつきます。

目的の記述	結果 この事務事業の施策(基本事業)の目的	上位成果指標(施策又はムトス指標)と単位	上位成果指標の数値			
	安心して地域で日常生活が送られる。	安心して地域で日常生活が送られている割合	現状値	68	19実績	
			20実績		21実績	
			22実績		23目標	68
			現状値		19実績	
			20実績		21実績	
22実績				23目標		

この事業を開始したきっかけ 障害者自立支援法の施行により、平成18年10月より単独事業に移行。	事業を取り巻く状況の変化 平成18年10月より障害者自立支援法が施行され地域生活支援事業に移管される。 県単独事業の日常生活用具も飯田市地域生活支援事業の日常生活用具の品目に追加された。	事業に対する市民や議会の意見
--	---	----------------

【See】18年度の振り返り

目的 妥当性 評価	この事業の意図の達成が、結果(上位目的)に結びついていますか？	(評価) 結びつく (その理由) 障害児者の日常生活の利便性が向上し、社会参加等が容易になる。	有効性 評価	成果をさらに向上させる余地はありますか？	(評価) 余地がある (その理由) 市の単独事業となったため障害別に給付されるもののニーズに添えていく必要はある。
	対象の見直し、拡大、縮小の必要性はありますか？	(評価) 必要性がない (その理由) 対象者は変わらないため。		廃止・休止した場合の影響はありますか？	(評価) 影響あり (その理由) 日常生活における自立が困難となり、介護を必要とする人ができることも予想される。
	意図の見直しの必要性はありますか？	(評価) 必要性がない (その理由) 障害者が自立して地域で暮らして行きたいというニーズは変わらない。		他に類似事業はありますか？また統合の可能性はありますか(市以外の取組も含む)？	(評価) 統合不可能 (類似事業名、理由) 介護保険介護サービス福祉用具レンタル統合の可能性はない。
	市が関与する必要性はありますか？(市が税金を投入すべき事業ですか)？	(評価) 必要ある (その理由) 事業の実施主体は飯田市。		効率的に、事業費や人件費の削減は可能ですか？	(評価) 不可能 (その理由) 困難
			公平性 評価	受益者は誰ですか？また、負担の是非、程度は妥当ですか？	(評価) 妥当である (受益者とその理由) 受益者は、65歳以下の身体障害者1級、2級、3級の一人療育手帳A1、A2の人、精神保健手帳1級の人原則1割の自己負担あり

【Plan】改革改善

今後の事業の方向性 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的見直し <input type="checkbox"/> 別事業に統合 <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 実施年度 <input type="text"/> 具体化	何を、いつまでにどうするのかの改革改善案
上記の改革改善案を実施する際、想定される課題とその克服方法	

【補足事項環境側面】

(1) 環境影響評価の必要性判断	必要性がない	(2) 必要性な場合の実施事由
(3) どのような点に配慮し事業に取り組みましたか？		

【指摘事項】

施策マネジメント会議	
施策評価会議	
第5次基本構想基本計画推進委員会	